

北海道道路啓開計画検討協議会が道路啓開計画を改定

～関係機関が連携し、大規模地震・津波に備える～

道路管理者及び関係機関で構成される「北海道道路啓開計画検討協議会」は、大規模地震・津波などの大規模災害に備え、津波浸水域までの広域な救援ルートの道路啓開[※]を迅速に行うための『北海道道路啓開計画第2版』を策定しました。

道路啓開計画の立案は、災害対策基本法に基づく防災基本計画において、道路管理者の実施事項として義務づけられており、令和2年3月に「北海道道路啓開計画初版」を策定済みです。

この度、北海道道路啓開計画検討協議会（別紙1）は、下記のとおり北海道道路啓開計画の改訂版である第2版を策定しました。

記

1 策定日 令和4年12月21日

2 改定のポイント 別紙2のとおり

3 計画の詳細 詳細については下記URLをご参照ください。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou_iji/splaat000001tvks.html

※道路啓開：大規模災害時に、救命・救助活動、緊急物資支援等や応急復旧を早急に実施するため、最低限のがれき処理と簡易な段差補修などを行い、緊急車両通行のための救援ルートを開けること。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

建設部 道路維持課 道路防災対策官 高山 博幸（内線 5389）

建設部 道路維持課 課長補佐 山中 重泰（内線 5821）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



北海道 道路啓開計画検討協議会 名簿

【委員会】

役職	所属機関
委員長	北海道開発局 建設部長
委員	北海道開発局 建設部 道路維持課長
委員	北海道開発局 建設部 道路計画課長
委員	北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課長
委員	北海道 建設部 土木局 道路課長
委員	東日本高速道路株式会社 北海道支社 道路事業部長
委員	札幌市 建設局 総務部長
委員	札幌市 建設局 維持担当部長
〃〃〃	陸上自衛隊 北部方面総監部 防衛部 防衛課長
〃〃〃	北海道警察本部 警備部 警備課長
〃〃〃	北海道警察本部 交通部 交通規制課長
〃〃〃	全国消防長会北海道支部 幹事 (札幌市消防局 警防部 消防救助課長)
〃〃〃	(一社)北海道建設業協会 専務理事

【幹事会】

役職	所属機関
幹事長	北海道開発局 建設部 道路維持課 道路防災対策官
幹事	北海道開発局 建設部 道路維持課 課長補佐
幹事	北海道開発局 建設部 道路計画課 課長補佐
幹事	北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課 課長補佐 (施設防災)
幹事	北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課 課長補佐 (道路維持)
幹事	北海道 建設部 土木局 道路課 課長補佐 (道路計画・企画)
幹事	東日本高速道路株式会社 北海道支社 道路事業部 事業統括課長
幹事	札幌市 建設局 総務部 道路管理課長
幹事	札幌市 建設局 土木部 道路維持課長
〃〃〃	陸上自衛隊 北部方面総監部 防衛部 防衛課 運用班長
〃〃〃	北海道警察本部 警備部 警備課 課長補佐
〃〃〃	北海道警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐
〃〃〃	全国消防長会北海道支部 幹事 (札幌市消防局 警防部 消防救助課 警防対策担当係長)
〃〃〃	(一社)北海道建設業協会 常務理事

【事務局】

役職	所属機関
事務局長	北海道開発局 建設部 道路維持課 道路防災専門官
事務局	北海道開発局 建設部 道路維持課 防災第2係長
事務局	北海道開発局 建設部 道路維持課 防災第2係員

- 日本海側地域、オホーツク海側地域の緊急啓開ルート及び啓開拠点
を新たに設定
- 高規格道路整備の進展を反映
- 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画改定（令和3年3月）を反映
- 広域的な防災機能を担う道の駅の選定（令和3年4月）を考慮
- 防災道の駅の選定（令和3年6月）を考慮
- 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定の公表（令和3年7月）を反映

1. 北海道道路啓開計画の策定経緯

防災基本計画の改定

平成24年9月に防災基本計画の改定（中央防災会議）により大規模な災害発生時に、道路管理者が相互に連携し、道路啓開が発災後、迅速に進められるよう道路啓開計画を立案することが明記されている。

北海道における被害想定等の公表状況

- 北海道防災会議 平成29年2月：北海道日本海沿岸における津波浸水想定
- 平成30年2月：平成28年度地震被害想定調査結果報告書
- 令和3年7月：北海道太平洋沿岸における津波浸水想定

北海道道路啓開計画の検討状況

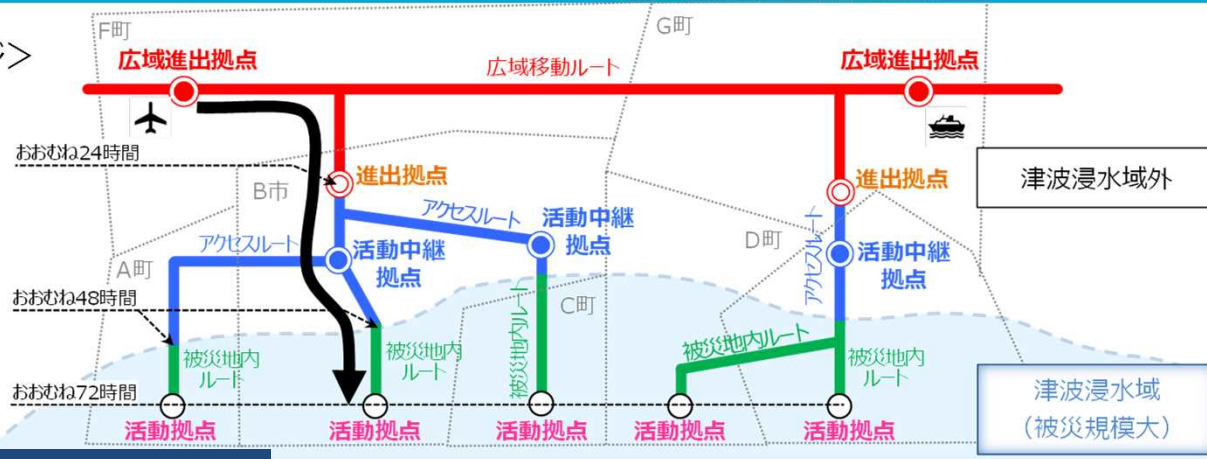
- 平成30年度：北海道道路啓開計画検討協議会 第1回幹事会開催（H31.3.13）
- 令和元年度：北海道道路啓開計画検討協議会 第2回幹事会開催（R1.12.25）
第1回北海道道路啓開計画検討協議会開催（書面開催）（R2.3.30）※初版策定
- 令和2年度：初版の公表
- 令和3年度：第2版の素案作成、関係市町村、関係機関への意見照会
- 令和4年度：北海道道路啓開計画検討協議会 第3回幹事会開催（R4.11.4）
第2回北海道道路啓開計画検討協議会開催（R4.12.21）※第2版策定

北海道道路啓開計画検討協議会

- <協議会構成員> 委員長：北海道開発局 建設部長
委員：北海道開発局 建設部 道路維持課長、道路計画課長
北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課長、土木局 道路課長
東日本高速道路（株）北海道支社 道路事業部長、札幌市 建設局 総務部長、維持担当部長
ワザハ：陸上自衛隊 北部方面総監部 防衛部 防衛課長、北海道警察本部 警備部 警備課長、
北海道警察本部 交通部 交通規制課長、
全国消防長会北海道支部 幹事（札幌市消防局 警防部 消防救助課長）、
（一社）北海道建設業協会 専務理事

2. 北海道道路啓開計画の概要

<緊急啓開ルートイメージ>



<啓開拠点の定義>

広域進出拠点 (浸水域外)

<非被災地 (浸水域外)>

- 司令塔、本部機能、道内外からの応援部隊の一次参集拠点
- 空港、港湾、道庁、圏域中心都市の市町村役場、防災道の駅など

進出拠点 (浸水域外)

- 応援部隊が広域進出拠点から移動後に再度集結する拠点
- IC、SA・PA、開発局・振興局の事務所、市町村役場、道の駅など

活動中継拠点 (浸水域外)

- 進出拠点に再終結後、啓開活動を実施するための浸水箇所直近手前に設定している拠点
- IC、SA・PA、開発局・振興局の事務所等、道の駅、市町村役場など

活動拠点 (浸水域内)

<被災地 (浸水域)>

- 被災地内の啓開活動を実施するための拠点
- 市町村役場、開発局・振興局の事務所等、港湾・漁港、防災道の駅など

<啓開ルートの定義と啓開目標>

広域移動ルート

- 広域進出拠点間や広域進出拠点と進出拠点を結ぶルート

道路啓開目標：おおむね24時間

アクセスルート

- 進出拠点から被災地手前までのルート

道路啓開目標：おおむね48時間

被災地内ルート

- 被災地内の活動拠点までのルート

道路啓開目標：おおむね72時間

3. 各地域における啓開拠点と緊急啓開ルートの設定

参考

「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書」で定められている防災拠点を基本としつつ、地域への意見照会結果（令和3年度）等を踏まえ、啓開拠点と緊急啓開ルートを設定しました。（太平洋側89箇所・約2,261km、日本海側80箇所・約1,849km、オホーツク海側54箇所・約1,767km、計223箇所・5,877km）

凡例

緊急啓開ルート案（高速道路）

- 広域移動ルート
- アクセスルート
- 被災地内ルート

緊急啓開ルート案（国道）

- 広域移動ルート
- アクセスルート
- 被災地内ルート

緊急啓開ルート案（道道）

- 広域移動ルート
- アクセスルート
- 被災地内ルート

基本道路

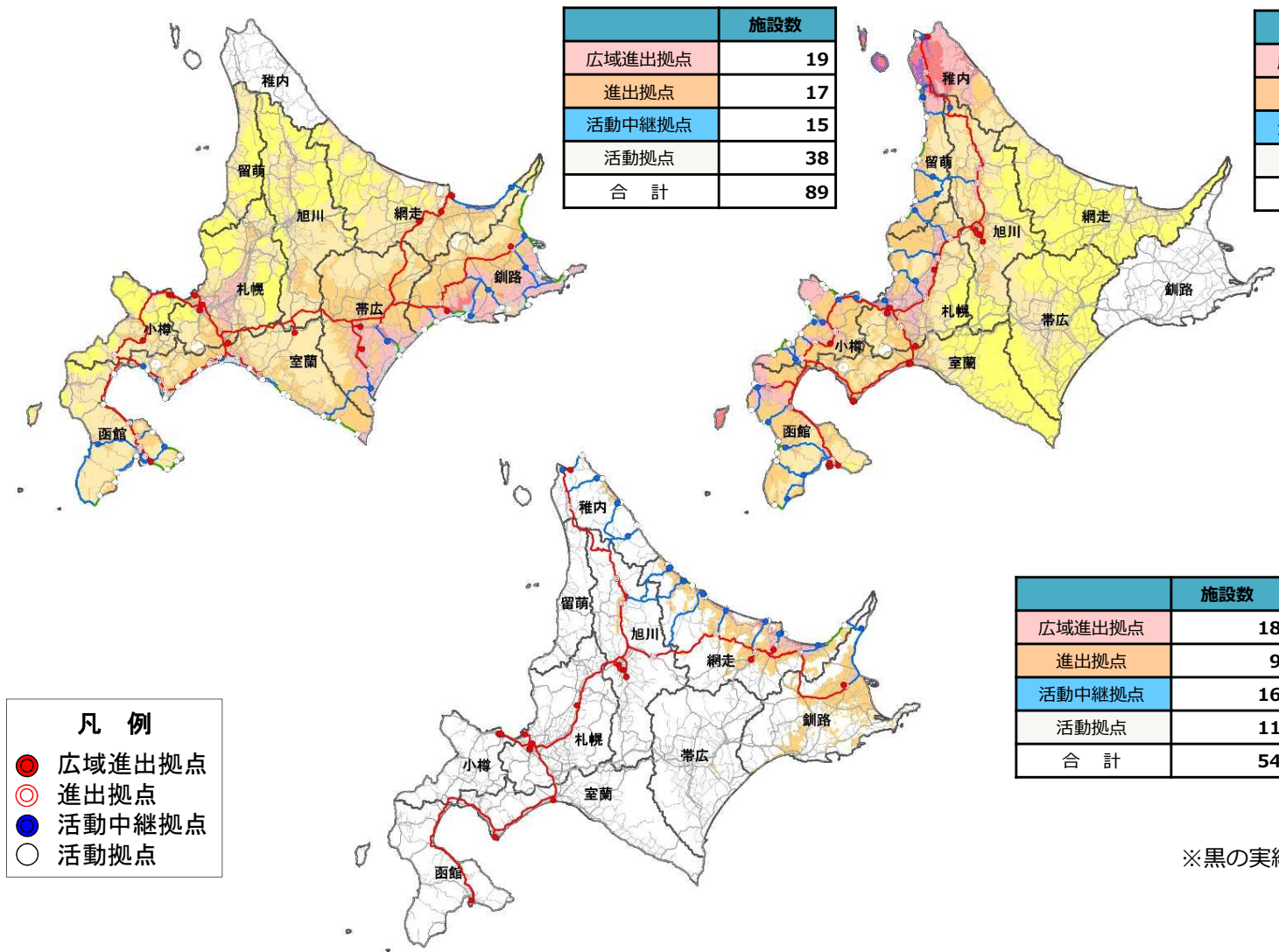
- 高速道路
- 国道
- 道道

浸水範囲

-

太平洋沿岸の震度分布

- 4以下
- 5弱
- 5強
- 6弱
- 6強以上



※黒の実線は開建管内を示す

図：北海道における啓開拠点と緊急啓開ルート

※(令和5年6月29日)精査により緊急啓開ルートの延長を訂正

4. 道路啓開の実施

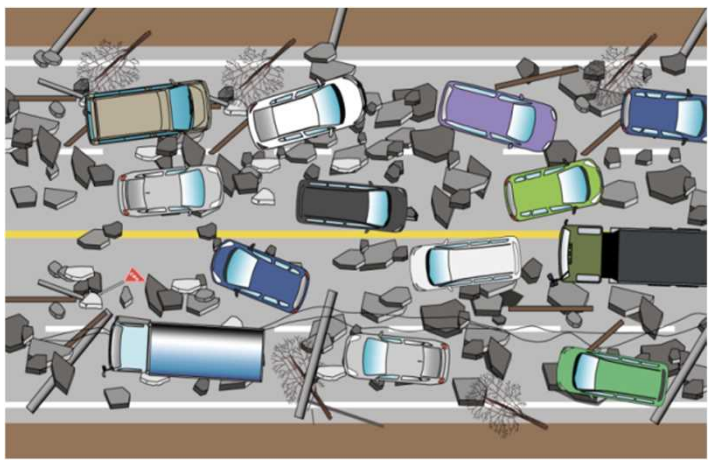
- 路上に堆積したガレキ、放置車両等を撤去、簡易な段差補修等により緊急車両通行のための早期啓開幅3.0m（1車線）を確保する。



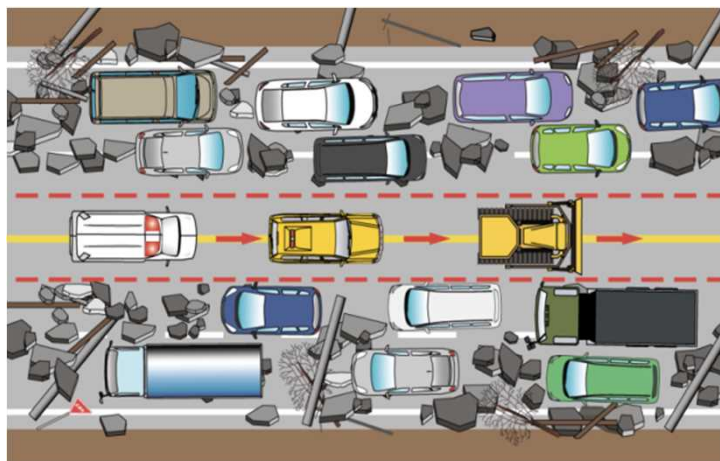
出典：国土交通省ホームページ



出典：国土交通省ホームページ



被災直後



道路啓開作業後

早期啓開幅
3.0m
(1車線)

図：道路啓開作業のイメージ